最終更新日：平成28年4月6日

**高齢者配食サービス事業**

**配食事業者向けＱ＆Ａ**

【Ｑ１】当日キャンセルとなった場合、配食をしていないが「配食実績あり」として補助金交付対象と計上してよいか。

【Ａ１】「配食実績あり」として補助金交付対象と計上して構いません。

【Ｑ２】利用者が入院や死亡その他の理由により、利用者本人から利用者自己負担額が集金できない場合の対応はどうすればよいか。

【Ａ２】利用者の家族等と連絡をとり、家族等から利用者自己負担額を集金してください。それが不可能な場合は、市と個別相談のうえ、対応をしていきます。

【Ｑ３】利用者自己負担額の集金方法に規定はあるか。

【Ａ３】特に規定はなく、配食事業者の任意の方法で集金してください。１回の配食ごとの集金でも１月分まとめての集金でも構いません。なお、口座振込みの場合、振込みに係る利用者手数料等の額は補助対象となる配食１食あたりの経費には認められず、利用者の自己負担か配食事業者の自己負担としてください。

【Ｑ４】ボランティアによる配達も可能か。

【Ａ４】可能です。ただし、ボランティアスタッフは配食事業者の責任において管理してください。

【Ｑ５】配食事業者登録申請時に、配食１食あたりの経費（人件費・材料費・配送経費等）の内訳について、市に提示する必要はあるか。

【Ａ５】必要ありません。しかし、写真サンプル等を確認した際に、市から内訳について照会する場合があります。

【Ｑ６】配食サービスをケアプランに位置づけるということは、居宅介護支援事業者の介護支援専門員とも連絡等のやり取りをするのか。

【Ａ６】利用者のケアプランを居宅介護支援事業者の介護支援専門員が担当している場合は、連絡等のやり取りが生じます。

【Ｑ７】配食サービスをケアプランに位置づけるということは、配食事業者もサービス担当者会議へ出席する必要があるか。

【Ａ７】介護支援専門員等から出席を求められる場合がありますので、出席若しくは書面参加のご協力をお願いいたします。なお、介護予防ケアマネジメントＣの場合にはサービス担当者会議は原則として開催されません。

【Ｑ８】消費税が１０％となる場合、補助金額及び利用者自己負担額の変更はあるか。

【Ａ８】今のところ変更の予定はありません。

【Ｑ９】配食時間帯について、定められた原則の配食時間とは異なる時間に配食することは可能か。

【Ａ９】市で定める配食時間帯は原則であるため、利用者と個別に調整のうえ配食時間を決定してく

ださい。ただし、朝、昼、夕の見守り（安否確認）が目的であるため、大きく時間を変えること

は想定していません。

【Ｑ１０】利用者自己負担額に関する領収書の様式はあるか。

【Ａ１０】市で定める様式はありません。

【Ｑ１１】祝休日等において緊急の連絡が生じる場合はどこへ問い合わせればよいか。

【Ａ１１】高齢者あんしんセンターへお問い合わせください。

【Ｑ１２】配食は原則手渡しとなっているが、例外はあるか。

【Ａ１２】配食サービスは、配食事業者がお弁当を本人に手渡し、安否確認をするものです。そのため、お弁当は本人への手渡しが原則となります。ただし、緊急的又は予定がされない事態により本人が直接受け取れない場合には、その限りではありません。その際においても、配食事業者と利用者と居宅介護支援専門員間で連絡調整し、利用者の安否は必ず確認していただきますようお願いいたします。